

第6章 地域別計画

本計画の上位計画である「松江市都市マスター プラン」では、地域別まちづくり構想として、それぞれの地域における通勤・通学、通院、買い物などの生活環境や歴史、成り立ちなどの特性を踏まえながら、地域の中長期的なまちづくりのビジョンを位置付けています。

本計画においても、地域の特性を活かした計画とするため、マスター プランにおける地域区分に基づき、市内 16 地域について地域別のみどりの方針を設定します。



地域名		町 名	対象範囲(注 1)
(1)	旧市街地 地域	石橋町(一部)、大輪町(一部)、奥谷町、北堀町、北田町(一部)、母衣町、殿町、内中原町、外中原町、中原町、千鳥町、南田町(一部)、米子町、学園南一丁目(一部)、学園南二丁目(一部)、向島町、東本町 1~5 丁目、末次本町、東茶町、西茶町、苧町、末次町、片原町、東朝日町、御手船場町、伊勢宮町、朝日町、大正町、和多見町、寺町、八軒屋町、白潟本町、魚町、天神町、灘町、西津田 1 丁目、西津田 6 丁目(一部)、西津田 7~8 丁目、津田町、新雜賀町、雜賀町、本郷町、堅町、横浜町、新町、松尾町、栄町、幸町、袖師町、嫁島町、上乃木 1・2・5 丁目(一部)、西川津町(一部)	旧城下町を含む 中心市街地の範 囲(第三中学校区 を含む)(注 2)
(2)	津田・ 古志原 地域	東津田町、西津田 2~5 丁目、西津田 6 丁目(一部)、西津田 9~10 丁目、 古志原 1~4 丁目、古志原 5・6・7 丁目(一部)、上乃木 6~8 丁目、上乃木 9 丁目(一部)、上乃木 10 丁目、八雲台 1~2 丁目、一の谷町	第四中学校区を 主とする地域
(3)	川津・ 持田・ 朝酌地域	福原町、坂本町、東持田町、西持田町、北陵町、川原町、上東川津町、下 東川津町、西川津町(一部)、菅田町(一部)、北田町(一部)、学園南 1 丁目 (一部)、学園南 2 丁目(一部)、学園 1~2 丁目、西尾町、朝酌町、大海崎 町、大井町、福富町	第二中学校区を 主とする地域のう ち旧市街地地域を 除く範囲
(4)	法吉・生 馬 地域	上佐陀町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、浜佐田町、比津町、 国屋町、南平台、堂形町、砂子町、黒田町、春日町、比津が丘 1~5 丁目、 法吉町、西法吉町、うぐいす台、淞北台、東奥谷町、石橋町(一部)、大輪町 (一部)、菅田町(一部)	第一中学校区を 主とする地域のう ち旧市街地地域 を除く範囲
(5)	湖東地域	意宇町、富士見町、八幡町、馬潟町、竹矢町、青葉台、矢田町、山代町、大 草町、大庭町、佐草町、古志原 5・6・7 丁目(一部)、平成町	湖東中学校区を 主とする地域
(6)	湖南地域	上乃木 1・2・5 丁目(一部)、上乃木 3~4 丁目、上乃木 9 丁目(一部)、浜乃 木町、浜乃木 1~8 丁目、西嫁島 1~3 丁目、田和山町、乃木福富町、乃白 町、西忌部町、東忌部町	湖南中学校区を 主とする地域
(7)	湖北地域	古志町、西浜佐陀町、西谷町、古曾志町、打出町、莊成町、東長江町、西 長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、上大野町、魚瀬町、大野町	湖北中学校区を 主とする地域
(8)	本庄地域	手角町、長海町、枕木町、野原町、邑生町、本庄町、上本庄町、新庄町、上 宇部尾町	本庄中学校区を 主とする地域
(9)	玉湯地域	玉湯町	玉湯中学校区を 主とする地域
(10)	東出雲地 域	東出雲町	東出雲中学校区 を主とする地域
(11)	宍道地域	宍道町	宍道中学校区を 主とする地域
(12)	鹿島地域	鹿島町	鹿島中学校区
(13)	島根地域	島根町	島根中学校区
(14)	美保関地 域	美保関町	美保関中学校区
(15)	八束地域	八束町	八束中学校区
(16)	八雲地域	八雲町	八雲中学校区

注1) 地域区分は中学校区を基本にはしていますが、町界等を境界にしている箇所もあり、必ずしも地域区分と校区は一致していません。

注2) 古くから本市の商業・業務の中心的役割を果たしてきた、JR松江駅から殿町へのL字ラインと殿町から松江しんじ湖温泉への東西ラインを含む、旧藩政時代に城下であった地域